

大 個 審 第 3 号
(答 申 第 2 6 0 号)
平成 2 6 年 4 月 1 8 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 角 松 生 史

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 2 6 年 3 月 7 日 付 社 援 第 3 2 5 6 号 及 び 子 家 第 3 4 5 5 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 臨 時 福 祉 給 付 金 給 付 事 業 」 及 び 「 子 育 て 世 帯 臨 時 特 例 給 付 金 給 付 事 業 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 目 的 外 利 用 ・ 提 供 禁 止 原 則 の 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 実施機関が市町村に提供する個人情報を取り扱う際、各担当所属において個人情報を集約する職員を最小限度に限定するなど、個人情報の管理について厳正に取り扱うこと。
- 2 実施機関から個人情報を市町村に提供する際には、提供先の担当者を限定するほか、個人情報の管理方法等について、厳格に定めるよう求めること。
- 3 実施機関から個人情報を市町村に提供するにあたって、施設に入所している児童に関するもの等、より慎重な取扱いを必要とする個人情報については、その取扱いに不備があった場合に深刻な被害が生じる懸念があることから、当該個人情報の確実な抽出を徹底し、その管理について厳正に取り扱うとともに、提供先の市町村における管理方法等についても厳格に定めるよう求めること。
- 4 実施機関から市町村に提供した個人情報については、保存期間経過後、遅滞なく削除し、報告するよう求めること。